

### 栗東市手話言語及び障害者のコミュニケーション支援に関する条例に対する意見

栗東市聴覚障害者協会（野田、西垣）

#### ① 明石市の条例について、当事者から見て不都合だと考える点について

- ・ 明石市在住の聴覚障害当事者からこの条例に関する評価をきいていない  
→本当にその条例で効果があったのか、実際の評価を目の当たりにしていない中で、条例を参考にして進めることに大きな懸念がある

#### ② 手話言語と障害者コミュニケーション支援に関する条例検討を併せて進めることの問題点について

- ・ 「言語」と「コミュニケーション」の混同により、障害当事者や市民の理解が多様化され、それにより施策が障害当事者にとって利用しにくいものになってしまわないかという懸念が生じる  
例：手話単語を覚えたらろう者とすぐコミュニケーションできるわけではない。ろう者が理解できる内容の手話（言語）を身につけていただく必要があり、そこに留意が必要である。
- ・ 「手話言語」と「障害者のコミュニケーション支援」を並列している明石市の条例と「手話言語」に集中している米原市の条例を読み比べると、手話に対する視点と施策に関する論点に大きな開きがある。いわば、明石市の条例における手話言語に関わる視点や施策は内容が薄く、むしろ障害者全般に対する視点や施策に置き換えられてしまっており、手話を手段として生活する聴覚障害者の実像に迫ったものになれていない。そこに当事者としての大きな不安を感じる

#### ③ 条例に盛り込むことを希望する内容

- ・ 「手話言語条例」と「障害者のコミュニケーション支援に関わる条例」を統一（一つの条例として制定）するのではなく、それぞれ独立（ただし、関連性はもたせる）したものととして制定することを希望する（条例に盛り込むという概念ではなく、あり方としての概念で考えていただきたい）。
- ・ 「手話言語条例」として単独で制定する場合、盛り込むことの希望内容は、米原市や大津市のを参考としながら、滋賀県における手話言語条例の流れをくむ形で、手話言語に関わる視点やそれを運用した施策（行政、福祉、教育、文化面など）について言及できるものとしたたい。